

令和7年度 杉並区特定任期付職員 副参事（児童法務準備担当）採用選考案内

令和7年9月1日
杉並区

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと、給与・勤務時間などは一部の例外を除き、他の正規職員と同様の取扱いです。

1 職務内容、採用予定数、任期等

子ども家庭部副参事（児童法務準備担当）	
任期	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
採用予定数	1名
職務内容	児童相談所における ・法律に関する実務・管理・職員への助言 ・子どもの権利擁護に係る対応その他職員の研修等
受験資格	以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 ① 日本国籍を有する方 ② 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない方※ ③ 司法修習を修了した方又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する方 ④ 大学卒業後14年以上（令和8年3月31日現在）経過している方 ⑤ 弁護士法第7条のいずれにも該当しない方 ⑥ 現に杉並区の常勤職員でない方（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。）

※ ②については参考をご確認ください。

2 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和7年10月下旬までに発表予定 ◆合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果を通知します。

(2) 第二次選考

選考方法	面接
実施日	令和7年11月中旬から令和7年11月下旬の間で指定する日
場所	杉並区役所本庁舎
合格発表	令和7年12月中 ◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。

※ 第二次選考の詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※ **最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。**

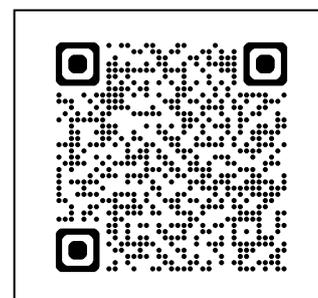
3 申込方法

申込方法	インターネット
申込期間	令和7年9月1日（月曜日）午前8時30分から 令和7年9月30日（火曜日）午後5時（受信有効）まで

申込には、官公庁・自治体に特化した採用支援サービス「PUBLIC CONNECT」の会員登録（無料）が必要です。

会員登録の上、申込期間中に下記 URL または二次元コードからお申し込みください。

<https://public-connect.jp/job/8069>



※ 申込時に**職務経歴書の提出が必要**です。指定様式をエントリーページからダウンロードし、添付してください。

※ 受験資格において必要な資格や免許等を有する場合は、写しを jpg もしくは jpeg 形式で添付してください（例：弁護士資格）。

※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

4 勤務条件

(1) 給与

採用までの職務経験などに応じて、「杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等に基づき決定します。

【例示】

4号給で採用の場合…給料月額 約54万円（年収約1,100万円）

※ 実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。

※ 給料月額及び年収は、令和7年4月1日現在のものです。

※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

- ※ 条例等の規定により、通勤手当が支給される場合があります。なお、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等は支給されません。
- ※ 入庁直後の6月支給分の期末・勤勉手当は満額支給ではありません。
- ※ 採用時まで給与改定があった場合は、それによります。
- ※ 昇給は、実施しません。

(2) 社会保険等

東京都職員共済組合等の制度に加入

(3) 勤務日・勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までで、週38時間45分勤務です。

(4) 休暇等

年間20日の年次有給休暇（採用年のみ年間15日）のほか慶弔休暇等があります。

(5) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職する必要があります。

(6) 勤務場所（予定）

【児童相談所開設前】 杉並区役所分庁舎（杉並区成田東4-36-13）

【同開設後】 杉並区立児童相談所（杉並区阿佐谷南1-14-8）

※ 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

参考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【問い合わせ先】

杉並区総務部人事課人事係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1512・1515

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>